

第 106 回香川県新型コロナウイルス対策本部会議
第 24 回香川県経済・雇用対策本部会議 議事概要

日時 令和 4 年 6 月 3 日（金） 15 : 30~16 : 10

場所 県庁本館 21 階特別会議室

議題 1 「本県の現状について」

健康福祉部長から資料に沿って説明

議題 2 「本県における今後の対応について」

本部長発言

（「感染拡大防止対策期」の延長）

本県の感染状況については、前週の同じ曜日と比較して、減少する日が続いており、特に今週に入ってから、新規感染者数が 200 人を下回って推移し、減少傾向にある。

また、感染者の内訳としては、30 歳代までが全体の 6 割超と多く、ほとんどの方が無症状か軽症であり、医療のひっ迫具合を示す確保病床使用率は 20%を下回って推移し、重症確保病床使用率も現在、ゼロで推移しており、医療提供体制が十分に確保され、医療が必要な方に適切な対応ができていく状況にあるものと考えている。

県対処方針の移行基準については、「感染状況を引き続き注視するが、医療ひっ迫の状況に、より重点を置いたもの」としている国のレベル分類の考え方を踏まえており、本県の対策期を移行することも考えられるが、感染の下降局面において対策期を引き下げる場合には、慎重に判断する必要があると考え、現在の「感染拡大防止対策期」を 2 週間延長し、6 月 19 日まで継続することとする。

（「感染拡大防止対策期」の対策）

資料 2 - 2 のとおり、感染拡大防止対策期を 6 月 19 日まで延長し、県民の皆さまには、外出する場合は、適切な感染防止策を徹底すること、会食、飲み会は 2 時間以内とし、マスク会食や座席間隔の確保、換気や三密回避を徹底すること、また、重症化リスクの高い高齢者や基礎疾患のある方と会う際は、事前にワクチン接種（3 回目接種）か、無料検査などによる陰性確認を行うよう、特措法第 24 条第 9 項に基づき協力を要請する。

事業者の皆さまにも、業種別ガイドライン等の遵守や、在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組みなど、こちらも引き続き、特措法第 24 条第 9 項に基づき協力を要請する。

（イベント等の開催に係る留意事項）

イベント等の開催に係る留意事項について、国の事務連絡の一部改定に伴い変更している。

資料2-3のとおり、国において、マスク着用の考え方が明確化されたことを踏まえ、「屋外において、他者と距離がとれない場合であっても会話をほとんど行わない場合は、マスクの着用は必要ないことに留意する」ことなどが、別紙2「感染防止安全計画」及び別紙4「イベント開催等における必要な感染防止策」に追記されている。

なお、マスクを外してよい場面が明確化されたが、イベントの開催に当たっては、マスク着用による飛沫の抑制の徹底に関する項目が緩和されたわけではないので、引き続き、感染防止策などを記載したチェックリスト等を作成し、規模要件等に沿って開催していただくようお願いする。

(現在の感染状況と香川県対処方針の移行基準)

資料2-4のとおり、県対処方針の移行基準としている各指標について見てみると、「療養者数」、「直近1週間の累積新規感染者数」の数値は、現行の県の「緊急事態対策期」の基準を大幅に超過しているが、「確保病床使用率」、「重症確保病床使用率」は、「感染警戒対策期」の基準で推移している。

本県の現行の基準では、確保病床使用率が低い数値で推移し、安定的に一般医療が確保される状況であっても、「療養者数」や「直近1週間の累積新規感染者数」の数値が高い場合は、「感染警戒対策期」の基準に該当しないことになる。

資料2-4-1のとおり、新規陽性者数を移行基準に含めていない自治体は、「指標なし」を含めて、国のレベル2相当では16自治体、レベル3相当では29自治体となっている。

また、内閣官房のホームページで公表されている参考資料1によると、新規陽性者数が本県と同程度の状況であっても、国のレベル1相当と判断している自治体もある。

再び資料2-4のとおり、オミクロン株の特徴は、感染・伝播性が高いものの、軽症者や無症状者が多く、大型連休後、新規感染者数が増加傾向となって以降も、確保病床使用率は大きく増加せず、安定的に推移しており、また、療養者数が増加しても、自宅療養が主流となっており、確保病床使用率への影響が小さくなってきている。

こうしたことから「今後の対応の方向性」として、オミクロン株の特徴を踏まえ、本県においては、医療提供体制への影響度に応じて適切に対策期を移行できるよう、2週間後を目途に「確保病床使用率」や「重症確保病床使用率」をより重視した移行基準に見直すこととし、「療養者数」、「直近1週間の累積新規感染者数」は参考指標とし、「確保病床使用率」、「重症確保病床使用率」の2指標を、引き続き、移行基準の指標としたいと考えている。

また、県対処方針の取扱いについても、各自治体の状況や、国のこれまでの各種会議における議論等も踏まえて検討し、必要に応じて変更していきたいと考えている。

なお、資料2-4-1に、参考として、「都道府県における会食時の制限」について、各自治体のホームページなどにより確認した内容を取りまとめた結果を掲載しており、県対処方針の移行基準の見直しと合わせて、会食時の制限についても、今後、見直しを検討したいと考えている。ちなみに、会食の制限がない自治体は、認証店については36自治体、非認証店については33自治体となっている。

(感染予防対策)

資料2-5のとおり、新型コロナワクチン3回目接種の一層の促進を図るため、県において広域集団接種センターを再度設置し、6月11日以降、7月3日までの土曜日・日曜日に、3回目接種を県庁21階展望室で実施する。

接種対象は、接種券をお持ちの2回目接種から5か月以上経過した18歳以上の方で、すべての日において、予約なしで接種ができるが、専用WEBサイトでの予約も本日からできるので、希望される方は、ぜひ、この機会に接種していただきたい。

また、4回目接種についても、感染した場合の重症化予防を目的として、5月25日以降、各市町において、順次接種が開始されている。

接種対象は、60歳以上の方、18歳から59歳までの方のうち、基礎疾患があるなど、重症化リスクが高いと医師が認めた方となっているので、予約方法や接種が受けられる場所などの詳細は、お住まいの市町にお問い合わせいただき、希望される方は、早めに予約、接種をお願いする。

(マスク着用の方針)

資料2-6のとおり、5月下旬に、国から「マスク着用の考え方及び就学前の児童の取扱いについて」の見解が示されている。

本県においても、同様の取扱いとするが、基本的な感染対策としてのマスク着用の位置づけ自体は変更されていないので、この点をご留意いただくようお願いする。

屋外では、人との距離(2m以上を目安)が確保できる場合や、距離が確保できなくても会話をほとんど行わない場合は、マスクを着用する必要はなく、具体的には、公園での散歩やランニング、徒歩や自転車での通勤などの場面が該当する。

屋内では、人との距離が確保できて、かつ、会話をほとんど行わない場合は、マスクを着用する必要はないとされているが、会話をする場合や、通勤ラッシュ時など人との距離が確保できない場合は、マスク着用が推奨されている。

夏場は、熱中症防止の観点から、屋外でマスク着用が必要ない場面においては、マスクを外すことが推奨されているが、屋外であっても、近い距離で会話をするような場面では、マスク着用が推奨されている。

また、就学前の子どものマスク着用について、これまでも2歳未満については、マスクの着用は勧めておらず、この取扱いに変更はないが、2歳以上の就学前の子どもについては、オミクロン株対策以前の取扱いに戻っており、個々の発達の状況や体調等を踏まえる必要があることから、他者との距離にかかわらず、マスク着用を一律には求めないこととなっている。

こうした点にご留意いただき、児童や保護者の皆さま、教育関係者の皆さまにも、引き続き、基本的な感染防止対策について、ご協力をお願いする。

(県民の皆さまへのお願い)

最後に、県民の皆さまにメッセージをお伝えする。

現行の「感染拡大防止対策期」を6月19日まで継続することとした。

県民の皆さまには、お一人おひとりが油断せず、引き続き高い意識を持って、三つの密の回避、人と人との距離の確保、不織布マスクの着用、手洗いや手指消毒、共用部分の消毒の徹底、のどの違和感など普段と違う症状がある場合は、通勤、通学、外出等を控えること、感染対策が徹底された「かがわ安心飲食認証店」などを利用し、会食は同一グループの同一テーブル4人以内、2時間以内、会話時は不織布マスクを着用するなど、感染防止対策の徹底に努めていただくようお願いする。

また、感染の不安を感じた場合は、県民の皆さまを対象とした無料検査を6月末まで実施しているので、積極的にご利用いただくようお願いする。

重症化リスクの高いご高齢の方や基礎疾患のある方には、いつも会う人と少人数で会うようお願いする。

また、こうした方と会われる方には、事前にワクチン接種（3回目接種）か、無料検査などによる陰性確認を行っていただくなど、感染リスクを減らす取組みの徹底をお願いする。

学校や部活動においても、クラスターを未然に防ぐために、児童生徒や保護者の皆さま、教育関係者の皆さまにも引き続き、感染防止対策の徹底について、ご理解とご協力をお願いする。

事業者の皆さまにも、在宅勤務（テレワーク）の活用や休暇取得の促進などによる人と人との接触の低減、ドアノブ、手すりなど共用部分すべての消毒の徹底、発熱やのどの痛みなど普段と少しでも違う症状がある従業員の出勤抑制などについて、改めてご協力をお願いする。

また、ワクチン接種について、6月11日以降、7月3日までの土曜日、日曜日に、県庁21階に、広域集団接種センターを再度、開設し、3回目接種を実施する。

予約なしでも接種できるので、希望される方は早めの接種をお願いする。

4回目接種については、既に接種が開始されている市町もあるので、予約方法や接種が受けられる場所などの詳細は、お住まいの市町にお問い合わせいただき、希望される方は早めに予約、接種をお願いする。

新型コロナウイルス感染症の患者さんやそのご家族、治療にあたっておられる医療従事者やそのご家族などに対する偏見や差別につながる行為は、決して許されるものではない。

ワクチン接種についても、強制ではなく、ご本人が納得した上でご判断いただくもので、職場や周りの方などに接種を強制したり、接種を受けていない人に差別的な扱いをしてはならない。

引き続き、人権に配慮した判断や行動を心がけていただくようお願いする。

一日も早く日常生活や社会経済活動を回復できるよう、国、各市町とも連携し、感染拡大の抑止とともに、保健医療提供体制の確保を通じて、県民の皆さまの健康や暮らしを守れるよう全力で取り組んでいくので、ご理解、ご協力をお願いする。

議題4「その他」

教育長から資料に沿って説明

(学校における対応について)

議題3「新型コロナウイルス感染症・物価高騰等による県内経済等の状況について」

事務局（政策部次長）から資料に沿って説明

本部長発言

各部局においては、引き続き、新型コロナウイルスの対応について、県民の皆様の安全・安心の確保を図るため、連携して対応にあたっていただきたい。

また、先程の県内経済状況の報告を踏まえ、各部局において当面必要となる対策について、補正予算での対応を含め検討を進められたい。